

日銀業第256号  
2025年8月4日

国債発行関係事務についての

日銀ネット利用先 御中  
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」  
の一部改正に関する件

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき国債が発行されることとなったことに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年8月4日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債発行関係事務）」中  
一部改正

- 第3編（個別業務コード）の発行根拠法コードを横線のとおり改める。
- 発行根拠法コード

区 分	コード
∫ 略（不変） ∫	
子ども・子育て支援法第71条の26第1項	08
<u>情報処理の促進に関する法律第69条第1項</u>	<u>09</u>
財政法第7条第1項または政府資金調達事務取扱規則第2条各号のいずれかに掲げるもの	10